

京都市告示第739号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
唐橋平垣公園	南区唐橋平垣町24番7、24番8	告示の日

(南部みどり管理事務所)